

議案第2号

教育長の任命について

次の方を佐野市教育委員会教育長に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和5年2月24日提出

佐野市長 金子 裕

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業	所属政党
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	津布久 貞 夫	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	地 方 公務員	■■■■■■■■■■

理 由

本市の教育長 津布久 貞 夫 氏は、本年5月18日をもって任期満了となりますので、その後任者を任命することについて、議会の同意を得たいので提案するものです。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

(任命)

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 …省 略…

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数

の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

5 …省 略…

(任期)

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。

(兼職禁止)

第6条 教育長及び委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法（省略）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。

履 歴 書

住 所 [Redacted]

津 布 久 貞 夫
[Redacted] 生

学 歴

1 昭和56年 3月 [Redacted]

職 歴

- 1 昭和56年 4月 葛生町立葛生小学校勤務
- 1 昭和61年 4月 葛生町立氷室小学校勤務
- 1 昭和63年 4月 佐野市教育委員会勤務
- 1 平成 3年 4月 葛生町立常盤小学校勤務
- 1 平成 9年 4月 葛生町立葛生小学校勤務
- 1 平成14年 4月 葛生町教育委員会勤務
- 1 平成15年 4月 葛生町立葛生中学校勤務
- 1 平成17年 4月 佐野市教育委員会勤務
- 1 平成19年 1月 佐野市立田沼西中学校教頭に補さる
- 1 平成22年 4月 佐野市立吾妻中学校長に補さる
- 1 平成23年 4月 佐野市教育委員会学校教育課長を拝命
- 1 平成26年 4月 佐野市立植野小学校長に補さる
- 1 平成30年 3月 同 退職
- 1 平成30年 4月 } 佐野市教育委員会教育センター教育相談員
- 1 令和 2年 3月 }
- 1 令和 2年 5月 佐野市教育委員会教育長に就任 現在に至る

賞 罰

1 [Redacted]

1 [Redacted]

